

ふくし共育（ともいく）推進に係る助成事業実施要綱

1. 目的

この要綱は、社会福祉法人関市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市内の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校（以下「学校」という。）にふくし共育推進（以下「ともいく」という。）に係る講演、講座、体験学習等に対する助成に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 助成事業の対象

下記の事業を対象とする。

1) 基本プログラム

本会会長が指定した事業で下記 a ～ g のプログラムを学校が選択し実施する。

(a) ふくしとはなんだろう？

～ふくしはだれの何のため？～

(b) 地域の生活支援活動を知ろう！

～地域にはどういった方がどれくらいいるのかな？～

(c) 地域の生活支援活動を手伝おう！

～地域の福祉活動を体験する～

(d) 地域の防災力を高めよう！

～今災害が起きたら地域でどんなことが考えられるかな？～

(e) 地域共生社会とは何だろう？

～支えられる側から支える側へ、我が事として考える事の大切さをしろう！～

(f) フードロスが困った人を助ける

～フードバンクって何だろう？今日からできる自分の取り組み～

(g) 将来を見据えた、仕事や私生活を自分の意思で考えてみよう！

～お金×X＝未来のわたし！ ボードゲームを通じてマイライフを考える～

2) 追加プログラム

本会会長が指定した事業で下記 h ～ j のプログラムを学校が選択し実施する。

ただし、追加プログラムのみの事業選択はできないため、必ず基本プログラムも選択する。

(h) 車いすバスケット体験

(i) 手話体験

(j) 点字体験

3. 助成金交付の申請

助成金交付を希望する学校は、本会が定めた期間内に、プログラム内容とそれに係る経費を明確にした関係書類およびその他必要な書類等を添付し、事業申請書（様式第1号）（様式第2号）をもって、本会会長に申請をしなければならない。

なお、追加プログラムのみでの助成金申請はできないものとする。

4. 通知

申請により、本会会長は提出された関係書類等をもって事業の可否を審査・決定し、これを申請のあった学校に通知するものとする。

5. 助成金の額

1) 基本プログラム

20,000円を上限とし、事業の内容および希望助成額等を勘案し、かつ本会の予算の金額範囲内で決定した額とする。なおプログラム回数が複数であっても助成額は20,000円とする。

2) 基本プログラム・追加プログラム

40,000円を上限とし、事業の内容および希望助成額等を勘案し、かつ本会の予算の金額範囲内で決定した額とする。なおプログラム回数が複数であっても助成額は40,000円とする。

6. 助成金請求書の提出と助成金交付

決定・通知した助成金の交付を受ける学校は、通知後速やかに助成金請求書（様式第3号）を本会会長に提出するものとする。本会会長は、請求書の提出により、助成金を当該学校が指定した口座へ振り込むことにより交付する。

7. 事業の中止・変更等

事業の中止もしくは変更をする場合は、速やかに計画変更申請書（様式第4号）を本会会長に提出するものとする。事業の中止もしくは変更により助成金に不要額が生じる場合は、本会会長がこれの返還を求める。

8. 助成金の返還

助成金の返還が求められた学校は、速やかに助成金返還報告書（様式第5号）を提出し、本会会長が指定する日までに返還するものとする。

9. 事業の実績報告

事業を実施した学校は、事業終了後速やかにまたは当該年度3月末日までに、事業の実績および助成金等の支出を明確にした関係書類ならびに成果物等を添付し、事業実績報告書（様式第6号）をもって、本会会長に実績の報告をしなければならない。

10. その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が決定をし、必要であれば対象となる学校へ通知するものとする。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表 1)

科目	対象経費	審査基準
消 耗 品 費	事業に直接的に係る日用 事務用品費	講演、講座、体験学習に必要な事務用品 実施にあたって使用する事務用品等
印 刷 製 本 費	印刷代	資料等の印刷に係る経費
通 信 運 搬 費	郵便料・切手代 宅配便料等	講師依頼や案内等の郵便料 体験講座等に必要な資材の宅配便料
賃 借 料	会場使用料・冷暖房使用料 物品賃借料等	会場使用にかかる費用 体験講座等に必要な資材の賃借料など
旅 費 交 通 費	講師交通費	講師の交通費 上限 5,000 円/人・回とする実費分
謝 金	講師謝礼	大学等講師 上限 15,000 円/人・回 その他のお礼 上限 5,000 円/人・回
保 険 料	傷害補償等保険料	体験講座等実施時の保険料等
手 数 料	振込手数料等	講師謝礼や事務用品等の振込手数料等

※備品の購入は原則、対象外とします。

(ここで言う備品とは、単価 20,000 円以上で耐用年数が 1 年以上の物とします)

